

松河戸区規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、次に掲げる事業を行い、会員相互の親睦を図るとともに、地域社会の文化、生活環境等の向上に努めることを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦活動に関する事。
- (2) 地域の環境整備、生活改善、防犯、防災、交通安全、福祉等に関する事。
- (3) 市役所その他の関係団体との連絡調整及び協力に関する事。
- (4) その他本会の目的達成に必要と認められる事。

(名称)

第2条 本会は松河戸区と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は松河戸町全域及び愛知町全域とする。

(事務所)

第4条 本会は、事務所を松河戸公民館に置く。

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

(会員)

第6条 本会の区民は、第3条に定める区域に住所を有する個人及び所在地を置く法人とする。

- 2 本会は、正当な理由なく、前項に規定する者の加入を拒むことができない。

(区費)

第7条 区費は、個人の場合は一世帯あたり、法人の場合は一法人あたり、年間で次の金額とし、事業年度末の通常区民総会の当日までに現金又は振込みにより納付する。

- 2 年度の途中で区域に住所(所在地)を有する会員は次年度から納付する
また、年度の途中で転居等により住所(所在地)を有しなくなった場合は、その年度は納付しなくてよい。

- (1) 自家：1戸建て住宅 2,000円
- (2) 賃貸住宅：アパート、マンション、借家、社宅等 1,500円
- (3) 法人
 - ア) 個人経営、商店 法人割 2,500円
 - イ) 株式会社、有限会社等 法人割+敷地割
(土地所有者) 法人割+坪面積×7円 (10円未満切捨て)

(土地借地者) 法人割+坪面積×5円 (10円未満切捨て)

第3章 役員

(種別及び選任)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 区長 1人
- (2) 副区長 1人
- (3) 顧問 1人
- (4) 書記 1人
- (5) 書記補佐 1人
- (6) 会計 1人
- (7) 会計補佐 1人
- (8) 区会議員 7人
- (9) 副区会議員 6人
- (10) 監事 2人

(11) 町内会長は区会議員、副町内会長は副区会議員をそれぞれ兼任し、丁目ごとにそれぞれ1人、ただし、愛知電機は町内会長1人とする。

(12) 組長は組ごとに1人とする。ただし副町内会長は組長を兼任する。

2 区長は、副区長を歴任後選任する。

3 副区長及び会計は、区民総会において出席した会員で選出する。

4 顧問は、区長を歴任後選任する。

5 書記は区会議員の中から選出する。書記補佐及び会計補佐は区会議員、副区会議員の中から選出する。

6 区会議員は、町内会の互選により選任し、区民総会で承認を得る。

7 町内会長は、副町内会長を歴任後選任する。

8 副町内会長は、組長(別に定める丁目ごとの組)の中から互選により選任し、区民総会で承認を得る。

9 組長は組(回覧世帯)の中から選任する。

10 監事は、町内会の組長の中から輪番で選出し、区会の承認を得る。
ただし、組長以外の役員を兼ねることができない。

(失格条項)

第8条の2

次の各号のいずれかに該当するものは、前条第1項第1号から第11号に規定する役員に就任することができない。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- (2) 捜査機関から刑事処分を受け、3年経過していない者。
- (3) 松河戸区の信用を失墜させる行為をした者。

(職務)

第9条 区長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副区長は、区長を補佐し、区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときは、区長が

あらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 3 書記は、会務を処理する。
- 4 会計は、本会の会計事務を行う。
- 5 区会議員は、福祉係、保全係、健康文化係、防犯防災係及び遺跡保存係をそれぞれ担当する。
- 6 組長は、区民総会及び区会で議決された事業を補佐する。
- 7 監事は、次の職務を行う。
 - (4) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (5) その他役員の実務執行の状況を監査すること。
 - (6) 財産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを区民総会に報告する。
 - (7) 前号の報告をするため必要があるときは、区民総会の招集を請求し、又は招集すること。

(任期)

第10条 役員任期は次に定める。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

区長、副区長、顧問、書記、書記補佐、会計、会計補佐、区会議員(町内会長)、副区会議員(副町内会長)、組長、監事、は1年とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期終了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬)

第11条 役員報酬は、別に規則を定める。

第4章 区民総会

(種別)

第12条 本会の区民総会は、通常区民総会及び臨時区民総会の2種とする。

(構成)

第13条 区民総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第14条 区民総会は、この規約に定めるものの他、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他本会の運営に関する重要な事項

(開催)

第15条 通常区民総会は毎年3月に開催する。

- 2 臨時区民総会は、区長が必要と認めるとき、総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、又は監査委員から第9条7項第4号の規定による請求があったときに開催する。

(招集)

第 16 条 区民総会は区長が招集する。

2 区民総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日から 1 ヶ月前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第 17 条 区民総会の議長は、その区民総会に出席した区民の中から選任する。

(定足数)

第 18 条 区民総会は、役員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(議決)

第 19 条 区民総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録等)

第 20 条 区民総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (5) 議事録署名者の選任に関する事項

2 議事録には、出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が議長とともに署名及び押印しなければならない。

第 5 章 区 会

(構成)

第 21 条 区会は、第 8 条第 1 項第 (1) 号から第 (9) 号に規定する役員（以下「区会役員」という）をもって構成する。

(権能)

第 22 条 区会は、この規約に別に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 区民総会に付議すべき事項
- (2) 区民総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他区民総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 23 条 区会は、区長が必要と認めるとき、又は区会役員 2 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第 24 条 区会は、区長が招集する。

2 区会を招集するときは、区会役員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日から 10 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 区会の議長は、区長がこれに当たる。

(定足数)

第 26 条 区会には、第 18 条から第 20 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「区民総会」とあるのは「区会」と、「区民」とあるのは「区会役員」と読み替えるものとする。

第 6 章 松河戸公民館

(目的)

第 27 条 松河戸公民館（以下「公民館」という）は区民の共同の場とし、親睦・福利・厚生・文化教養等の向上のための施設及び松河戸区の事務所として設ける。

(運営・利用)

第 28 条 公民館を円滑に運営・利用が出来るよう、別に「松河戸公民館運営委員会規則」及び「松河戸公民館利用規定」を定める

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 29 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資金から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 30 条 資産は区長が管理し、その方法は、区会の議決により定める。

(経費の支弁)

第 31 条 本会の経費は、資産を持って支弁する。

(予算及び決算)

第 32 条 本会の収支予算は、毎会計年度開始前に区民総会の議決により定め、収支決算は、毎会計年度終了後監査委員の監査を経て、区民総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 33 条 本会の会計年度は、毎年 3 月 1 日に始まり、翌年 2 月末日に終わる。

第 8 章 規約の改正

(規約の改正)

第 34 条 この規約は、区民総会において出席した会員の過半数の同意をもって改正することができる。

第 9 章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第 35 条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 区会役員名簿
- (4) 区民総会及び区会の議事録
- (5) 収支に関する帳簿及び証拠書類
- (6) その他必要な帳簿及び書類

(帳簿及び書類の保存)

第 36 条 前項に定める帳簿及び書類は 5 年間保存するものとする。

(その他の規則等)

第 37 条 この規約に定められていない事項は、別に規則、覚書、確認書等を定めることができる。

- 2 前項により定めた規則等は、区会で議決し執行することができる。区会で、区民総会の承認が必要と議決されたものは、区民総会の承認を得なければならない。

(委任)

第 38 条 この規約の施行に関し必要な事項は、区会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から一部改正する。
3. この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から一部改正する。
4. この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から一部改正する。
5. この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から一部改正する。
6. この規約は、令和 2 年 5 月 1 日から一部改正する。
7. この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から一部改正する。